

登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

問い合わせ・LGBTQに関する相談窓口 市民協働グループ
(☎️ 2 1 3 9、Eメール: simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp)

市は、市民一人一人が人権を尊重し、互いに個性や多様性を認め合うことで、誰もが生きがいを感じて自分らしく暮らせる社会の実現を目指しています。

多様な性の在り方が尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会を実現する一つの手段として、登別市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、双方または一方が性的マイノリティーである2人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。

また、2人と生活を同じくする子どもや親がいる場合は、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

宣誓書受領証などの提示により、登別市が提供する行政サービスと民間企業などが提供する一部サービスをご利用いただけます。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。



▲市公式ウェブサイト

性の多様性について ～多様性を認め合えるまちに～

LGBTQ (性的マイノリティー) の方々の多くは、周囲からの差別や偏見を恐れ、当事者であることを隠して生活している場合があります。差別や偏見などが解消されておらず、社会の中で理解が進んでいと言えない状況では、自身のセクシュアリティを知られることによってさらなる困難が生じる可能性があり、自身や家族の生活、ひいては生命を脅かすことにもつながります。

他者のセクシュアリティを、本人の同意なく第三者に暴露することは絶対にやめましょう。



▲市公式ウェブサイト



レズビアン
Lesbian

女性同性愛者



バイセクシュアル
Bisexual

両性愛者

クィア
Queer

規範的とされる性の在り方に当てはまらないジェンダーやセクシュアリティを包括的に表す言葉

Q

クエスチョニング
Questioning

自分の性的指向・性自認が定まって(を定めて)いない方

G

ゲイ
Gay

男性同性愛者

T

トランスジェンダー
Transgender

『からだの性』と『こころの性』が一致しない方

市民・事業者などの皆さまへ

お店や医療機関の窓口などで家族として証明するため、宣誓書受領証などを提示される場合があります。この制度に法的効力(婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など)はありませんが、性的マイノリティーの方々の日常生活の困難や生きづらさの軽減につながるよう、市民・事業者などの皆様におかれましては、制度についてご理解いただきますようお願いします。



周知・啓発について

令和7年度は、8月に『性の多様性理解促進セミナー』を開催しました。『7丁目のパウダールーム』店長の満島てる子さんを講師に迎え、市民の皆さんに向けて、昨年の復習も兼ねたLGBTQの基礎知識の解説や当事者が職場で直面しやすい課題などについてご講演いただきました。

また、令和8年1月には、市職員の管理職を対象とした研修を行いました。『NPO法人北海道レインボー・リソースセンター L e p o r t』代表理事の中谷衣里さんを講師に迎え、LGBTQに関する基礎知識や、性の多様性を前提とした職場づくりについて、クイズやグループワークを通して理解を深めました。



▲満島てる子さん



▶中谷衣里さん